

## 蒲郡市地域バス協議会設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市地域公共交通会議設置要綱第10条の規定に基づき、蒲郡市地域バス協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 協議会は、蒲郡市地域公共交通総合連携計画に基づき、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 既存バス路線の見直し検討に関する事。
- (2) 交通結節点の強化検討に関する事。

### (組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから蒲郡市地域公共交通会議会長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市職員
  - (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
  - (3) 地域住民若しくは利用者の代表者又はその指名する者
  - (4) 蒲郡市身体障害者福祉協会の代表者又はその指名する者
  - (5) 蒲郡市老人クラブ連合会の代表者又はその指名する者
  - (6) 蒲郡市社会福祉協議会の代表者又はその指名する者
  - (7) 蒲郡市小中学校PTA連絡協議会の代表者又はその指名する者
  - (8) 学識経験を有する者
  - (9) その他蒲郡市地域公共交通会議会長が必要と認める者
- 2 協議会にオブザーバーを置くことができる。
- 3 委員の任期は、任命又は委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。

### (役員を選任)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員が代理人にその権限を委任した場合には、代理人を出席委員とみなす。
- 4 地域バス協議会の議決は、全会一致を原則とするが、これが困難な場合には出席委員の4分の3以上をもって決する。
- 5 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

### (協議結果の取り扱い)

第6条 協議会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 会長等は、蒲郡市地域公共交通会議に協議会で協議が調った事項を報告するものとする。  
(事務局)

第7条 協議会の事務局は、蒲郡市安全安心課に置くものとする。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。